平成２３年（フ）第２４号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄153番地１　プチハイム23―106号
債務者　馬場　眞澄
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４２号
福岡県築上郡築上町大字宇留津489番地５
債務者　前田　一憲
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
沖縄県那覇市字楚辺228番地美田台荘205
債務者　平良　静子（旧姓我那覇）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１５５号
長野県茅野市豊平7280番地５、前住所長野県松本市大字寿豊丘582番地１
債務者　金井あゆみ（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１号
長野県茅野市中大塩23番地18　メイコーヒルズＡ102号
債務者　髙田　順子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４８２号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目119番地　フローレスタ103号
債務者　山本　美子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５１６号
兵庫県伊丹市南本町６丁目４番７―708号
債務者　Ｎａｓｕｒｅこと　稲垣　直子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５４３号
兵庫県宝塚市米谷１丁目８番18号
債務者　奥田　　昇
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２号
兵庫県宝塚市末成町18番27号　やよい荘202
債務者　中村　幸雄
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８号
兵庫県川西市一庫３丁目６番43号
債務者　道畑眞由美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１７号
大分市大字城原2379番地
債務者　向川　優子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９号
大分市大字荏隈910番地の76　市営H13―710
債務者　大塚　徳幸
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
大分市大字田尻1020番地の93
債務者　山内　　照
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５号
三重県伊賀市腰山761番地、前居所大阪市中央区高津３丁目14番23号ビジタル高津506
債務者　辻澤　祐治
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第８９８号
神戸市東灘区本山中町２―７―３ハイツニシナカ202号、住民票上の住所兵庫県三田市けやき台４丁目23番地３
債務者　亀川　修一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９９号
神戸市垂水区学が丘３丁目３番５―404号
債務者　スナック美由樹こと　市川美由紀
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２号
兵庫県三田市西山２丁目４番95号、従前の住所兵庫県宝塚市売布東の町20番３号
債務者　仲谷　和幸
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３号
兵庫県三田市西山２丁目４番95号、従前の住所兵庫県宝塚市売布東の町20番３号
債務者　仲谷しのぶ
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部